

令和6年度

第14回和歌山市農業委員会議事録

日時 令和6年8月9日（金曜日） 13時00分 開会
場所 和歌山市農業委員会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地法第3条の許可申請書の取り下げについて
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農用地利用集積等促進計画の認可について
議案第1号	農地法第2条の農地でない旨の証明願について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第4号	農用地利用集積計画について
議案第5号	非農地通知について

出席委員（15名）

1番 井口 健	15番 堀 良子
2番 中村 弘	16番 湯川 徳弘
3番 吉中 雅三	18番 藤井 友彦
4番 曾根 光彦	19番 岩橋 章博
5番 小方 保寛	欠席委員（2名）
6番 井上 直樹	14番 吉川 松男
7番 谷河 績	17番 貴志 年伸
8番 藪 利昭	
11番 笠野 喜久雄	出席職員
12番 山本 茂樹	農業委員会事務局
13番 丸山 勝	局長 奥谷 知彦

課 長 中村 佳照
副 課 長 藤田 誠一
班 長 中居 一樹
企 画 員 西森 和子
事務主査 森元 美沙
事務主任 清瀧 篤樹

13時00分 開会

◆奥谷局長 定刻が参りましたので、谷河会長よろしくお願ひします。

◆会長（谷河 績） ただいまより、第14回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は17名中15名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る7月29日、丸山委員、堀委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしくお願ひします。

なお、吉川委員、貴志委員から都合により欠席したい旨、ご連絡がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、山本委員、丸山委員にお願ひします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、12件ありました。

すべて相続による所有権の取得です。

本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。

また、市外に在住の方が相続された件について補足いたします。

No. 6は住所が・・・で、現況は自宅の駐車場になっているとのことで届出が必要な旨伝えてあります。

No. 9は住所が・・・ですが、被相続人の身内が耕作しているとのことです。

No. 10は住所が・・・ですが、一部は親戚が耕作しており、残りは以前から耕作している人と利用権設定手続き中です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第3条の許可申請書の取り下げについて、説明いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件は、令和6年5月27日付けで農地法第3条の規定に基づく許可申請があり、委員会総会の直前の7月8日付けで取り下げ願ひが提出されたものであります。

本件については総会直前の提出のため議案の訂正が間に合わなかったため、議案には載りましたが取り下げ願ひの提出を受け議案審議からは外されております。

取り下げ理由は譲受人の事情によるものです。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定に

よる農地転用届出について、説明いたします。

◆森元主査 番外 説明いたします。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で4件ありました。

7月9日付、7月29日付で受理通知書を交付しています。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆森元主査 番外 説明いたします。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で9件ありました。

7月9日付、7月19日付、7月29日付で受理通知書を交付しています。

なお、No. 8は持分移転です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農用地利用集積等促進計画の認可について、説明いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、県知事より認可されたもので、1件ありました。

面積は田のみで3, 363㎡です。

なお、令和6年7月10日付けで県知事による認可済みです。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

続けて議案の審査に移ります。

議案第1号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について、提案いたします。

◆森元主査 番外 説明いたします。

本件につきましては、非農地証明の交付基準に基づき、証明願の提出が5件ございました。

No. 1 25年前から資材置場として利用している。

No. 2 昭和59年より住宅の敷地として利用している。

No. 3 20年以上前から山林となっている。

No. 4 平成16年より住宅の離れ、倉庫及び通路として利用している。

No. 5 40年以上前から農業用倉庫として利用している。

これらは、非農地証明の交付条件（4）もしくは（5）の土地であり、（7）から（9）の条件を満たしていると思われます。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第3条の規定による

許可申請について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で2件ありました。

これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、その取得後において全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われま

す。なお、No. 1は市街化区域で、譲渡人の持分を移転するものです。

No. 2は新規耕作です。

作付作物はミカンを予定しており、農機具は草刈り機を所有しているとのこと

です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆森元主査 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は・・・に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、不許可の例外である既存施設の拡張に該当すると思われま

す。なお、今回は既存施設と申請地の間に道

路を挟みますが、既存施設の周囲に隣接農地がない場合、土地利用状況を考慮したうえで、既存施設の拡張に該当すると判断しても差し支えないと和歌山県に確認しております。

申請人は申請地周辺で・・・で、現在、申請地と南側の道路を隔てた土地を・・・の駐車場として賃貸し利用しています。

もともと賃貸予定であった別の土地が契約解除となったことから、車両置場が不足したため、事業所や現在の車両置場に近い当該申請地を露天駐車場へ転用申請するものです。

なお、令和6年7月5日付で農用地区域を除外しております。

No. 2 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は、・・・で、現在、従業員用の駐車スペースがないことから、当該申請地を露天駐車場として転用申請するものです。

No. 3 申請地は、・・・に位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため第3種農地に該当します。

申請人は・・・で、申請地周辺にスーパー等の商業施設や病院、駅等があり、住宅用地として適地であることから、当該申請地を分譲住宅として転用申請するものです。

なお、開発許可、特定事業許可申請中です。

No. 4 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は現在、和歌山市内で暮らしてい

ますが、子供の成長とともに手狭になってきたことから、実家に近い当該申請地を個人住宅へ転用申請するものです。

なお、開発許可申請中です。

No. 5 申請地は、・・・に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、不許可の例外である流通業務施設に該当すると思われま

す。申請人は・・・で、事業者から依頼を受け広大な土地を探していたところ、申請地は県道沿いで大型トラックの出入りにも利便性が高いことから、当該申請地を貸自動車整備工場、貸倉庫及び貸事務所へ転用申請するものです。

なお転用完了後は、備考記載の法人に賃貸借し、開発許可、特定事業許可申請中です。

また、・・・については、賃貸借権の設定で、・・・については令和5年10月25日付で農用地区域を除外しております。No. 6 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は現在、和歌山市内で暮らしていますが、将来を見据え新居を構えるため土地を探していたところ、祖父から土地を借りることができ、実家に隣接する、当該申請地を個人住宅として転用申請するものです。

なお、使用貸借権の設定で開発許可申請中です。

No. 7 申請地は、・・・に位置し、おおむね500m以内に市の支所があるため第2種農地に該当します。

申請人は、・・・より移住し、申請地付近で農業を営む個人です。

今後、さらに農業に力を入れるため、生活拠点となる場所を探していたことから、耕作地に近い当該申請地を農業者住宅として転用申請するものです。

No. 8 申請地は、・・・に位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため第3種農地に該当します。

申請人は・・・で、申請人が露天駐車場として転用し、備考記載の法人へ賃貸借します。

なお、賃借人は申請地周辺で・・・を行っており、営業所から近く利便性のよい当該申請地を駐車場として確保したいとのことです。

なお、令和6年7月5日付で農用地区域を除外しており、除外の際にも申請地南側の隣接農地所有者の同意は得られていませんでしたが、未だ状況は変わらず、話を聞き入れてもらえないとのことで、現状同意は得られておりません。

申請者からは申請地と農地との間に側溝を設け隣接農地への被害防除措置を講じると確認しております。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われま

す。なお、No. 5については現地調査及び事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 績） No. 5について、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので丸山委員さん報告願います。

◆13番（丸山 勝） 議案第3号No. 5について報告します。

令和6年7月29日、私と堀委員及び事務局と共に現地調査し、設計等の代理人である・・・から事情聴取を行いました。

申請地は、議案書及び説明資料のとおりで、・・・の第1種農地です。地目は田、現況は田及び休耕地でした。

申請者、譲受人は、・・・です。

申請理由は、申請者は事業者から依頼を受け、事業用地を探していたところ、今回の計画である複数の事業者が利用し、大型トラックの整備も行うことができる幹線道路沿いで、相応の面積が確保できることから本申請に至ったとのことです。

工事の内容に関しては、周囲をL型擁壁等で囲い、造成後に、自動車整備工場を3事業者、議案書の備考のとおり、・・・の建設を予定しています。

排水は、開発基準に従い、雨水は地下の雨水貯槽から、汚水は合併浄化槽と油水分離槽からそれぞれ東側の事業による付け替え水路等に放流を計画しています。

流末水路の六箇井土地改良区の同意も得ています。

次に事業地内に農道、水路が入り込んでいますが、これらすべて事業者による付け替え通路・水路を設置し、現状機能は保つ計画です。

また、事業地の南西部は農地と隣接しますが、すべての隣接者の同意も得ています。一方、他法令関係では、本申請地は令和6年3月29日付けで・・・地区計画に追加されています。

以上を咀嚼し、この件に関しては、問題は無いものと思われませんが各委員の慎重なご審議をお願い致します。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます

した。

議案第3号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

利用権新規設定における農地所在地図を議案と共に配布しておりますのであわせてご覧ください。

本件は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定で、新規の契約が5件ありました。

賃借権が1件、使用貸借権が4件の設定で、貸借期間は議案書のとおりです。

また、No. 1、No. 2については、農業委員会による利用権の新規設定、No. 3からNo. 5については、農地中間管理事業による新規の設定です。

面積は、田が6, 232㎡、畑が571㎡、総面積が6, 803㎡です。

また、うち農地中間管理事業による設定が3件あり、面積は、田が2, 994㎡、畑が571㎡、総面積が3, 565㎡です。

なお、No. 4およびNo. 5は小栗推進委員によるあっせんで貸借が成立したものです。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第4号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございます

ので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 非農地通知について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外、説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4(3)の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。

令和6年3月21日、岡崎地区寺内及び森小手穂で(23件、48筆)を和田推進委員とともに、令和6年4月18日、西山東地区吉礼及び口須佐で(33件、71筆)を吉中農業委員、中筋推進委員とともに、令和6年5月21日、名草地区内原で(54件、90筆)を貴志農業委員、南方推進委員とともに、現地調査を行ったものです。

非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書5件の提出がありました。

面積は畑が1,967.61㎡です。

議案書番号1～5について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備(基盤整備事業の実施等)が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われま

す。なお、各地区の土地改良区等と協議済です。

以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第5号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

◆奥谷局長 事務局からその他の報告がございますので、報告させていただきます。

◆中居班長 番外 説明いたします。

農地法第5条第3項の規定による意見聴取について2枚の資料についてご覧ください。

前回の7月10日開催の第13回和歌山市農業委員会総会において不許可相当とし、県に意見を進達した、・・・の件ですが、7月25日(木)に県の常設審議委員会が開催され、和歌山市農業委員会の意見と同様に不許可相当となりました。

農業委員会委員の募集について、和歌山市農業委員会の委員(農業委員)候補者募集案内をご覧ください。

7月31日を持ちまして、坂東委員、藤田委員が辞任されまして、それに伴い2名の後任の農業委員さんを公募します。

募集案内をお配りしていますので、ご参考をお願いします。

農業用施設等に係る農地転用許可制度のアンケート調査の実施についての資料をご覧ください。

農林水産省から農業用施設等の設置に伴う農地転用許可の取扱い等に関し、アンケート調査の依頼がありましたので、農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんにはご協力よろしくをお願いします。

なお、アンケートはお配りしています資料のQRコードを携帯電話で読み込んでいただく形となりますので、ご協力いただける方は、ご回答よろしくをお願いします。

農業委員及び農地利用最適化推進委員の研修会について。

資料の令和6年度農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会開催要領をご覧ください。

昨年度海南市役所で開催されました、農業会議主催の研修会について、本年度は和歌山市開催ということで、10月4日（金）13時30分から16時までJAわかやま中央営農センターの会議室で開催の予定となっていますので、積極的にご出席いただきますよう、よろしくお願いいたします。

人数把握のため今月末くらいを目途にご出席される方は、事務局までご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

活動記録簿データの提供について。

皆様に記入いただいています活動記録簿についてですが、パソコンで記入し、メール等で提出する場合はデータの方をお送りしますので、事務局までご連絡ください。

以上です。

◆会長（谷河 績） その他、何かございませんか。

◆16番（湯川 徳弘） 先ほど農地転用で隣接の同意がない件について具体的に教えてください。

◆藤田副課長 ……の件ですか。

◆会長（谷河 績） 添付書類の地図をご覧ください。

◆藤田副課長 地図で見いただきますと、県道と申請地の間に三角の小さな土地がありますが、そこが隣接同意の得られていない土地になります。

ここは農用地除外の時も事業者が何回も土地所有者に話をしましたが、全く話を取り合ってくれない。

詳細については経過書をお見せします。

◆19番（岩橋 章博） この土地につ

いては管理をしていますが、過去何十年も耕作されたことのない土地なので同意は必要ないと思われます。

◆会長（谷河 績） ほかに何かございませんか。

なければ第14回和歌山市農業委員会総会を閉会いたします。

13時30分 閉会